

ID: 131

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	分担金の減免等		
例規名 根拠条項	長門市県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関する条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第112号		
<p>【根拠条文】 (減免等) 第6条 市長は、天災その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日